令和８年度（令和７年度からの繰越分）青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１　県は、県内の介護分野における生産性向上を支援するため、市町村が行うケアプランデータ連携システムのモデル地域づくりに係る事業に要する経費について、令和８年度予算（令和７年度からの繰越分）の範囲内において、当該市町村に対し、青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和４５年３月青森県規則第１０号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助事業）

第２　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、ケアプランデータ連携システムの導入を支援するためのモデル地域を設定し、当該地域にケアプランデータ連携システムによるデータ連携を行う介護事業所（少なくとも居宅介護支援事業所（介護予防含む。）と居宅サービス事業所をそれぞれ１つずつ含む。）で構成されるケアプランデータ連携グループの構築等を行う事業（以下「ケアプランデータ連携システム導入支援事業」という。）とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第３　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（申請書等）

第４　規則第３条第１項の申請書は、第１号様式によるものとする。

２　規則第３条第２項及び第３項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

（１）令和８年度（令和７年度からの繰越分）青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業費補助金所要額調（別紙１）

（２）令和８年度青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業事業計画書（別紙２）

（３）令和８年度青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業費積算内訳書（別紙３）

（４）見積書の写し

（補助金の交付の条件）

第５　次に掲げる事項は、補助金の交付決定がなされた場合において、規則第５条の規定により付された条件となるものとする。

（１）補助事業の内容を変更する場合において、あらかじめ令和８年度青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業変更承認申請書（第２号様式）を知事に提出してその承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない軽微な変更の場合は事業変更承認申請書の提出は要しない。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合において、令和８年度青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業中止（廃止）承認申請書（第３号様式）を知事に提出してその承認を受けること。

（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに令和８年度青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業遅延等報告書（第４号様式）を知事に提出してその指示を受けること。

（４）補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和９年４月１日から５年間（（９）に規定する財産がある場合には（１０）に規定する期間）保管しておくこと。

（５）規則第１９条本文の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合には、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。

（６）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、補助事業の完了後においてもその効率的な運用を図ること。

（７）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合も含む。）は、令和８年度青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第５号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度５月３１日までに知事に報告しなければならない。なお、全国に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合には、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（８）補助事業者が（１）から（７）までに付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（９）補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が３０万円以上（補助事業者が地方公共団体の場合は５０万円以上）の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省第１５号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、担保に供し、又は廃棄しないこと。

（１０）補助事業により取得し、又は効用の増加した（９）に規定する財産に係る財産管理台帳（第６号様式）その他関係書類を（９）に規定する耐用年数を経過するまで整理保管すること。

（１１）市町村は、補助事業において介護事業所のケアプランデータ連係システムの導入事業（以下「間接補助事業」という。）を行う社会福祉協議会、その他知事が認める団体、又は民間事業者（以下「間接補助事業者」という。）に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する場合に、間接補助事業者に対し次の条件を付すこと。

ア　第５の（１）～（３）、（５）～（１０）に掲げる条件

この場合において、「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「市町村の長」と、「補助金」とあるのは「間接補助金」と、「第２号様式」とあるのは「第２号様式に準じた様式」と、「第３号様式」とあるのは「第３号様式に準じた様式」と、「第４号様式」とあるのは「第４号様式に準じた様式」と、「第５号様式」とあるのは「第５号様式に準じた様式」と、「第６号様式」とあるのは「第６号様式に準じた様式」と、「県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

イ　間接補助事業者は、間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後から５年間保管しなければならない。

（１２）（１１）により付した条件に基づき市町村の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

（申請の取下げの期日）

第６　規則第７条第１項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して３０日を経過した日とする。

２　前項の申請の取下げは、令和８年度（令和７年度からの繰越分）青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業費補助金交付申請取下書（第７号様式）を知事に提出して行うものとする。

（実績報告）

第７　規則第１２条の規定による報告は、補助完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して３０日を経過した日又は令和９年４月１５日のいずれか早い期日までに、令和８年度青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業完了（廃止）実績報告書（第８号様式）に次の書類を添えて行うものとする。

（１）令和８年度（令和７年度からの繰越分）青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業費補助金精算書（別紙１）

（２）令和８年度青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業事業実績報告書（別紙２）

（３）令和８年度青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業費積算内訳書（別紙３）
（４）領収書又は支払が確認できる書類の写し

（補助金の交付方法）
第８　補助金は、補助事業の完了後交付する。

（補助金の請求）
第９　補助金の請求は、令和８年度（令和７年度からの繰越分）青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業費補助金請求書（第９号様式）を提出して行うものとする。

附　則
この要綱は、令和８年４月 16 日から施行し、同年４月１日から適用する。

別表（第３関係）

補助対象経費	補助 基準額	補助金の額
ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域の決定から、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所に対するケアプランデータ連携グループの構築、好事例の収集・周知等の横展開までを一体的に実施するに当たり、モデル地域づくりに必要となる報酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助金及び交付金であって、以下に掲げる経費を対象とする。 １　介護ソフト、ＰＣ等のケアプランデータ連携システムの利用に必要な経費（対象となる介護ソフト等については、原則として、令和８年４月７日付け老発 0407 第３号「令和８年度（令和７年度からの繰越分）介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業の実施について」の別紙１「令和８年度（令和７年度からの繰越分）介護テクノロジー定着支援事業実施要綱」で定める機器を対象とするが、これによりがたい場合は県に協議すること。） ２　ケアプランデータ連携システムの活用に係る研修に必要な経費 ３　業務コンサルタントの活用に必要な経費 ４　タイムスタディ調査、ヒアリング調査等に必要な経費 ５　好事例集の作成に必要な経費 ６　その他本事業に必要と認められる経費	8,500 千円（補助基準額のうち、本事業で補助する情報端末（PC、タブレット端末）については、１台あたりの補助基準額は 10 万円以内とする。）	次に掲げる額のうち、最も低い額以内の額 ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 １　総事業費から寄附金その他の収入を差し引いた額 ２　補助対象経費の実支出額 ３　補助基準額

（注）ここで言う「ケアプランデータ連携システム」は、公益社団法人国民健康保険中央会が運用するデータ連携サービスを指す。

第１号様式（第４関係）

令和　　年　　月　　日

青森県知事　　殿

市町村長

令和８年度（令和７年度からの繰越分）青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業費補助金交付申請書

令和８年度において実施する青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業について、補助金の交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則第３条第１項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　補助金交付申請額　　金　　円

２　添付書類

（１）令和８年度（令和７年度からの繰越分）青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業費補助金所要額調（別紙１）

（２）令和８年度青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業事業計画書（別紙２）

（３）令和８年度青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業費積算内訳書（別紙３）

（４）見積書の写し

取引銀行名	支店
預金種目	普通　・　当座
口座番号	
口座名義人	
法人電話番号	

担当者	
所属	
電話番号（ファックス番号）	
Eメールアドレス	

第１号様式　別紙１

令和８年度（令和７年度からの繰越分）青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業費補助金　所要額調

（市町村名）

種目	総事業費 A 円	寄付金その他の収入額 B 円	差引額 (A-B)C 円	補助対象経費支出予定額 D 円	補助基準額 E 円	補助所要額 F 円	備考
青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業							

（注）

１　Ｅ欄には、本通知に定める基準額を記入する。

２　Ｆ欄には、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄を比較して最も少ない額を記入する。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第１号様式　別紙２

令和８年度青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業

事業計画書

市町村名	

当該事業で支援する介護事業所数	介護事業所数
対象経費支出予定額	円

第１号様式　別紙３

令和８年度青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業費
積算内訳書

事業の具体的内容

費目	対象経費 支出予定額（円）	積　算　内　訳
合　計	0	

「積算内訳」欄には、支出予定額の積算基礎を具体的に記入すること。

第２号様式（第５関係）

令和　　年　　月　　日

青森県知事　　殿

市町村長

令和８年度青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業変更承認申請書

令和　年　　月　　日付け青高保第　　号で補助金の交付決定の通知を受けた令和８年度青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業について、事業の変更の承認を受けたいので、令和８年度（令和７年度からの繰越分）青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業費補助金交付要綱第５（１）の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　既交付決定額　　金　　円
２　変更後交付申請額　　金　　円
３　添付書類
（１）令和８年度（令和７年度からの繰越分）青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業費補助金所要額調（別紙１）
（２）令和８年度青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業事業計画書（別紙２）
（３）令和８年度青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業費積算内訳書（別紙３）

担当者	
所属	
電話番号（ファックス番号）	
Ｅメールアドレス	

第３号様式（第５関係）

令和　　年　　月　　日

青森県知事　　殿

市町村長

令和８年度青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業中止（廃止）承認申請書

令和　年　　月　　日付け青高保第　　号で補助金の交付決定の通知を受けた令和８年度青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業について、中止（廃止）したいので、令和８年度（令和７年度からの繰越分）青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業費補助金交付要綱第５（２）の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　中止（廃止）の理由

２　中止（廃止）の内容

３　中止の期間（廃止の時期）

担当者	
所属	
電話番号（ファックス番号）	
Ｅメールアドレス	

第４号様式（第５関係）

令和　　年　　月　　日

青森県知事　　殿

市町村長

令和８年度青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業遅延等報告書

令和　年　　月　　日付け青高保第　　号で補助金の交付決定の通知を受けた令和８年度青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業について、令和８年度（令和７年度からの繰越分）青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業費補助金交付要綱第５（３）の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　指示を受ける理由
・予定の期間内に完了しない
・補助事業の遂行が困難
・その他（　　）

２　状況報告（遂行状況等）

３　指示を受ける内容（今後の対応）

担当者	
所属	
電話番号（ファックス番号）	
Ｅメールアドレス	

第５号様式（第５関係）

令和　　年　　月　　日

青森県知事　　殿

市町村長

令和８年度青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和　年　　月　　日付け青高保第　　号で交付決定を受けた令和８年度青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、令和８年度（令和７年度からの繰越分）青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業費補助金交付要綱第５（７）の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　青森県補助金等の交付に関する規則第１３条の規定による確定額による精算額

金　　円

２　消費税額及び地方消費税額の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要県補助金返還相当額）

金　　円

３　添付書類

・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等
・消費税及び地方消費税の確定申告書等の写し

担当者	
所属	
電話番号（ファックス番号）	
Ｅメールアドレス	

第６号様式（第５関係）

財産管理台帳

法人名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

番号	名称	規格・機種	数量	単位	取得					処分制限期間		処分の状況			保管場所	備考
					単価 円	取得金額 円	負担区分		年月日	耐用年数	処分制限 年月日	価格 円	処分の内容	年月日		
							県補助金	その他								

（注）

１　１件の取得価格が３０万円以上（地方公共団体の場合は５０万円以上）の備品等の財産を取得した場合に記入すること。

２　「処分制限期間」の欄も記載すること。

３　処分制限期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める処分制限期間とし、その期間は、取得の日から起算すること。

４　「処分制限年月日」の欄には、処分制限の終期を記入すること。

５　「処分の内容」の欄には、売払い、廃棄処分等別に記入すること。

６　「備考」の欄には、取得の相手方又は処分の相手方を記入すること。

第７号様式（第６関係）

令和　　年　　月　　日

青森県知事　　殿

市町村長

令和８年度（令和７年度からの繰越分）青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業費補助金交付申請取下書

令和　年　　月　　日付け青高保第　　号で交付決定の通知を受けた令和８年度青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業の交付申請について、令和８年度（令和７年度からの繰越分）青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業費補助金交付要綱第６第２項の規定により、下記のとおり取り下げます。

記

１　交付決定額　　金　　円

２　取下げの理由

担当者	
所属	
電話番号（ファックス番号）	
Ｅメールアドレス	

第８号様式（第７関係）

令和　　年　　月　　日

青森県知事　　殿

市町村長

令和８年度青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業完了（廃止）実績報告書

令和　年　　月　　日付け青高保第　　号で補助金の交付決定の通知を受けた令和８年度青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業が完了（廃止）したので、青森県補助金等の交付に関する規則第１２条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

１　補助金額　　金　　円
２　事業完了（廃止）年月日　　令和　　年　　月　　日
３　添付書類
（１）令和８年度（令和７年度からの繰越分）青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業費補助金精算書（別紙１）
（２）令和８年度青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業事業実績報告書（別紙２）
（３）令和８年度青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業費積算内訳書（別紙３）
（４）領収書又は支払が確認できる書類の写し

担当者	
所属	
電話番号（ファックス番号）	
Ｅメールアドレス	

第８号様式　別紙１

令和８年度（令和７年度からの繰越分）青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業費補助金　精算書

（市町村名）

種目	総事業費 A 円	寄付金その他の収入額 B 円	差引額 (A-B)C 円	補助対象経費実支出額 D 円	補助基準額 E 円	補助所要額 F 円	交付決定額 G 円	補助金受入済額 H 円	差引過不足額 I(H-F) 円	備考
青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業										

（注）

１　Ｅ欄には、本通知に定める補助基準額を記入する。

２　Ｆ欄には、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄を比較して最も少ない額を記入する。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第８号様式　別紙２

令和８年度青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業

事業実績報告書

市町村名	

当該事業で支援する介護事業所数	介護事業所数
対象経費実支出額	円

第８号様式　別紙３

令和８年度青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業費
積算内訳書

事業の具体的内容

費目	対象経費 実支出額（円）	積　算　内　訳
合　計	0	

「積算内訳」欄には、実支出額の積算基礎を具体的に記入すること。

第９号様式（第９関係）

令和　　年　　月　　日

青森県知事　　殿

市町村長

令和８年度（令和７年度からの繰越分）青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業費補助金請求書

令和　　年　　月　　日付け青高保第　　号で確定の通知を受けた令和８年度（令和７年度からの繰越分）青森県ケアプランデータ連携システム導入支援事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

１　請求額　　金　　円

２　振込先

口座名義

カナ名義

金融機関名及び支店名

口座種目

口座番号

（注）振込先になっている通帳の表紙（上記内容がわかる部分）の写しを添付すること。

担当者	
所属	
電話番号（ファックス番号）	
Ｅメールアドレス	